

婦人科検診・レディース検診のお知らせ

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、5～6月の乳がん・子宮頸がん集団検診が中止になったため、12月に新たに日程を設けました。また、乳がん検診(マンモグラフィ検査のみ)と子宮頸がん検診を同日に受けられるレディース検診も実施します。

今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、**集団検診は全て予約制**となります。予約期間は、11月5日(木)から定員に達するまでとなります。(土・日曜日、祝日を除く)

★婦人科集団検診の日程

検診名	検診内容	対象者	自己負担金	会場・日程	受付時間
レディース検診 ※単独の受診も可	乳がん検診 マンモグラフィ検査1方向	51歳以上の奇数年齢	1,000円	保健福祉センター 12月3日(木) 4日(金)	午後 ①1時～1時20分 ②1時45分～2時 ◎バスタオル持参 (マンモグラフィ検査) ◎スカート着用 (子宮頸がん検診)
	マンモグラフィ検査2方向	41～49歳の奇数年齢	1,700円		
	子宮頸部細胞診	20歳以上	1,400円		
	大腸がん検診	40歳以上	500円		
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上	1,400円	保健福祉センター 12月7日(月) 8日(火) 9日(水)	午後 1時～1時20分 ◎スカート着用
乳がん検診	超音波検査	30～39歳、 40～64歳の偶数年齢	1,000円	すこやか交流センター 12月10日(木) 11日(金) 12日(土)	午後 ①1時～1時20分 ②1時45分～2時 ◎バスタオル持参
	マンモグラフィ検査1方向	51歳以上の奇数年齢	1,000円		
	マンモグラフィ検査2方向	41～49歳の奇数年齢	1,700円		

注1 レディース検診では、超音波検査は実施しませんので、超音波検査対象の方は乳がん検診の日程でご予約ください。

注2 対象年齢は令和3年3月31日現在の年齢です。

★医療機関で利用できる受診券を発行しています。

乳がん・子宮がん検診を医療機関で受診する場合、検診料金の一部助成を行っています。

【申込方法】 利根町保健福祉センター窓口にて、受診券を発行します。
子宮がん・乳がん検診ともに、年度内1回です(集団検診を含む)。

【持ち物】 身分が確認できるもの(保険証・運転免許証など)

【検診受診期間】 令和3年2月28日(日)まで

11月の日程 場所：利根町保健福祉センター

相談内容	日程	受付時間	内容・予約方法
育児相談 ワイワイサロン	12月15日(火)	午前9時45分～10時15分 (予約制 定員10組)	全乳幼児対象。 乳幼児親子の遊び場(ワイワイサロン)も予約
ヘルシー相談	12月9日(水)	午前9時～正午のうちの 予約した時間	管理栄養士による栄養相談 1週間前までに予約
口腔相談	11月24日(火)	午前9時30分～午後1時45分 のうちの予約した時間	歯科衛生士による口腔機能相談 前日までに予約
もの忘れ相談	11月25日(水)	午後1時30分～3時30分 のうちの予約した時間	もの忘れの気になる方などの相談 前日までに予約
精神保健相談	12月8日(火)	午後1時30分～3時45分 のうちの予約した時間	専門職による相談 1週間前までに予約

※新型コロナウイルス感染症対策により日程が変更になることがありますので、ご了承ください。

遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診

なぜ、予防接種や乳幼児健診を遅らせない方がよいの？

- ・予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。
- ・特に、生後二カ月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症(百日せき、細菌性髄膜炎など)から赤ちゃんを守るために、とても大切です。
- ・乳幼児健診は、子どもの健康状態を定期的に確認し、相談する大切な機会です。適切な時期にきちんと乳幼児健診を受け、育児で分からないことがあれば、遠慮せずに医師、保健師、助産師などに相談しましょう。

予防接種や乳幼児健診に赤ちゃんを連れて行っても大丈夫？

- ・医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。
- ・予防接種はできるだけ事前に予約しましょう。一般の受診患者と別の時間や場所で受けられる医療機関もあります。
- ・受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認してください(※)。家に帰ったら、赤ちゃん、保護者とも、手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。また、予防接種を受けた日もお風呂に入れます。
- ※体調が悪いときは、感染症を周りの人に感染させるおそれがあるので、予防接種や乳幼児健診に行くことはやめましょう。元気になったら、あらためて予定を立ててください。

新型コロナの流行で予防接種を受けそびれました。どうすればいい？

- ・受けそびれてしまった場合は、できるだけ早く受けましょう。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行後に、外出自粛要請などの影響で予防接種を受けられなかった場合には、地域の事情に応じ、規定の接種期間を過ぎても接種できる場合があります。
- ・子どもの予防接種は、決して「不要不急」ではありません。まだ接種期間内の方は、お早めに接種をおすすめください。

ご不明の点は、かかりつけ医や利根町保健福祉センターにお問い合わせください。

※乳幼児健診については、感染の状況などを踏まえ実施方法などを変更している場合がありますので利根町保健福祉センター母子保健係までお問い合わせください。

身体に障がいのある方のための機能訓練

日常生活のなかで、継続的に自主訓練ができるように、理学療法士による個別機能訓練指導を行っています。

【対象者】 障害者総合支援法の障害者区分や介護保険法の要介護区分の非該当の方

【実施日】 理学療法士による個別機能訓練および相談
第2・4木曜日 午前9時～正午(※予約制で一人あたり月1回30分程度)

【料金】 100円/回

希望される方は、利根町保健福祉センターいきがい支援係までご相談ください。